

いいて質疑と結ばれたります。

議長（石川信義）

おほかりいたります。

議案第三十五号は委員長報告の通り決するに御異議あり
ませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は委員長報告
の通り可決いたります。

議長（石川信義）

次に日程第三十二号積立金設置について議案第三十二号は議
題に候えます。本件については建設委員会に審査を付託
してありますので委員長から審査報告を願います。

三番（山下幸三）

審査報告をいたします。件名は積立金設置について都市計画関係議案
第三十二号であります。委員会付託日は昭和三十一年三月十一日第二回福生町議
会定例会におきけ付託された。委員会開催日、昭和三十一年三月十三日午前十
時より開催、付託された。右議案について慎重審議の結果、原案通り可決
すべきものと決定いたしました。以上の報告申し上げます。

議長（石川信義）

いより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

いいて質疑と結ばれたります。

議長（石川信義）

おほかりいたります。議案第三十二号は委員長報告の通り決するに御異議あり

ませんか、

(異議ありと呼ぶ者あり)

議長(石川信義)

市議事と認めます。さう議案第三号は委員長報告の通り可決です。

議長(石川信義)

次に日程第十七積立金設置について議案第三号を議題に供します。本件については、総務委員会に付託してありますので、委員長から報告願います。

審査報告をいたします。件名は積立金設置について議案第三号で、本員会付託日は昭和二十八年三月十二日、福生町議会定例会第一日目におけ付託され、本員会開催日昭和二十八年三月十二日午前九時に開き、付託された議案につきましては、慎重審議の結果、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。さうして、市審議のほかに願ったこと

です。

議長(石川信義)

さうより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(異議ありと呼ぶ者あり)

議長(石川信義)

さうして質疑と総括いたします。

議長(石川信義)

おはかりいたします。

議案第三号は委員長報告の通り決するべし、市議ありませんか。

(異議ありと呼ぶ者あり)

議長(石川信義)

内是議なりと認めし。よつて議案第二十七号は委員長報告
の通り可決した。一

議長（石川信義）

次に日程第十八、昭和三十^七年度福生町水道事業会計追加更正予
算案第一回、議案第二十八号議題に供し。本件につき
まゝでは、厚生委員会に審査を付託してありしので、委
員長から審査報告を願ひます。

一面番（吉田靖）

審査報告をいたします。件名は昭和三十^七年度福生町水
道事業会計追加更正予算案、議案第二十八号でござい
ます。委員会付託日は、昭和三十^八年三月十一日第一
回福生町議会、是例会の第一日目におきまして
付託された案件でござります。委員会開催日は昭和三十^八

年三月十八日、午前九時、本委員会に付託された右議案
については慎重審議をいたした結果、議案通り可決すべし
ものと決定した。右報告申上げます。

議長（石川信義）

こいより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

こいにて質疑を終結いたします。

議長（石川信義）

おわかりいたします。

議案第二十八号は委員長報告の通り決するに、内是議ありす
せんか

（異議ありと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

以上異議なしと認めます。よって議案第二十八号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長（石川信義）

次に日程第十九号福生町健康保険特別会計歳入歳出追加修正予算案第二回議案第二十九号を議題に供します。本件につきまゝでは厚生委員会審査を付託してあります。ついで委員長より審査報告を願います。

一第四番（吉田清）

審査報告をいたします。件名昭和三十七年度福生町健康保険特別会計歳入歳出追加修正予算案第二回議案第二十九号でございます。本委員会付託日は昭和三十八年三月十一日第一回福生町議会定例会において厚生委員会に付託されました。本

一議長（石川信義）

員会の開催日は昭和三十八年三月十八日午前九時、本委員会に付託されました右議案につきまして慎重審議の結果、東東通り可決すべきものと決定いたしました。右内報告いたします。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

これにて質疑と結了いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第二十九号は委員長報告の通り決するに異議ありません。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

内閣議決しと認めます。よって議案第三十九号は委員長報告の通り可決したのであります。

議長（石川信義）

次に日程第三十号昭和三十七年度福生町公営質屋特別会計歳入歳出追加更正予算案第一回議案第三十号を議題に供します。本件につきましては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長より案を報告をお願いします。

二十四番（吉田清一）

審査報告をいたします。件名は昭和三十七年度福生町公営質屋特別会計歳入歳出追加更正予算案第一回議案第三十号であります。委員会付託の日、昭和三十八年三月十一日

福生町議会

議案

第一回福生町議会定例会第一日目において厚生委員会に付託されました。委員会開催日は昭和三十八年三月十八日午前九時より、本委員会に付託されました右議案につきまして、慎重議の結果、東東通り可決すべきものと決定したのであります。右の報告申し上げます。

議長（石川信義）

いふより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

これにて質疑を終わります。

議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第三十号は委員長報告の通り決するに決し、異議ありません。

せんか、

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)

先般議事と認めます。よって議案第三十号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(石川信義)

次に日程第二十一、昭和三十一年度福生町々営と場特別会計歳入歳出追加更正予算案第二回議案第三十一号と議題に供します。本件につきましてはと場特別委員会に付託してありますので委員長から報告を願います。

一九番(細瀬晋二)

審査報告といたします。件は昭和三十一年度福生町々営と場歳入歳出追加更正予算案第二回、議案第三十一号でございます。

福生町議会

ます。委員会付託日昭和三十八年三月十一日第二回福生町議会定例会第一日目においてと場特別委員会に付託されたものであります。委員会開催日昭和三十八年三月十九日午後一時に開催いたしました。本委員会に付託されました右議案について慎重審議の結果、原案と可決すべきものと決定をいたしました。以上を報告申し上げます。

一議長(石川信義)

こいより委員長報告に対する質疑を終わります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)

こいにて質疑と結ぶいたします。

一議長(石川信義)

おわかりいたします。

議案第三十一号は委員長報告の通り決するに決し、
議あり
せんか、

（黒議はーと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

黒議はーと認めます。よく議案第三十一号は委員長報告
の通り可決したうです。

議長（石川信義）

ただ今二番議員より休憩の発言があり、
たか休憩する
に決し、議ありませんか、

（黒議はーと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

それでは休憩する間に昼食をとり、午後一時
より会議を再開します。

休憩 午前十一時 五十八分

開会 午後 一時 三分

議長（石川信義）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（石川信義）

日程第二十二、昭和三十一年度福生町歳入歳出予算案議
案第三十一号を議題に供します。本件については各常任
委員会に審査を付託してあります。総務、建設、厚生委
員長から報告をお願いします。

（二番（大久保一朗）

審査報告を行います。件名は昭和三十一年度福生町歳入歳
出予算案議案第三十一号中の総務委員所管部は議会
費、役場費、消防費、教育費、財産費、選挙費、公債費

諸支出金、予備費であります。本員会付託月日は、昭和三十八年三月十一日第一回福生町議会定例会におつて総務本員会に付託になった東件であります。本員会開催日は昭和三十八年三月二十三日、午前九時より本員会を開催したわけであります。本本員会に付託された議案につきましては、つらく、御意見があり又、議会側の交際費の関係とか役場費の交際費の関係とかあるいは水道会計の寄附金の関係とか、つらく、問題があったのであります。当初はおける自治体の予算計上の困難さという点も十分承知して、慎重審議の結果、東案を可決すべきものと決定いたしました。一たので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（石川信義）

次に建設本員長の御報告願います。

二三番（山下幸三）

審査報告をいたします。件は昭和三十八年度福生町歳入歳出予算案第三十三号中、建設委員会所管部の土木費、産業経済費、統計調査費、以上の議案は昭和三十八年三月十一日第一回福生町議会定例会第一日目における付託されたものであります。委員会開催日は昭和三十八年三月十一日午前十時より開催したため、本本員会に付託された右議案について慎重審議の結果、東案を可決すべきものと決定した次第であります。但し産業経済費中、商工団体指導費、育成補助金については、予算額八十万円でございすか、これと百八十万円とするのと、なり不足額は昭和三十八年度中に予算措置とすること、に理事者の確約を得ましたので、本予算案の修正とすること、はく決定したのでござい

ます。内容については、建設委員会におきましては、現在の
福生町の経済状況並びに人口増も十分勘案し、今後の進
加更正予算案につきましても即断慮願うことと要望し
て審査した次第であります。のちなにとぞよろしく御
審議のほどをお願い申し上げます。

一議長（石川信義）

次に厚生委員長の御報告願います。

一十四番（吉田清）

審査報告といたします。昨昭和三十八年度福生町歳入
歳出予算案、議案第三十三号中厚生委員会が所管
部は社会及び労働施設、保険衛生費であります。

昭和三十八年三月十一日第一回福生町議会定例会にお
いて厚生委員会に付託されました、委員会開催日は

昭和三十八年三月十八日午前九時に用き、右議案につきま
しては慎重審議の結果、原案を可決すべきものと決定
いたしました。右御報告申し上げます。

一議長（石川信義）

これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
す。

（異議ありと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

これにて質疑を終結いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第三十三号は委員長報告の通り決するに御異議
ありませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

市県議はーと議決します。よって議案第三十三号は原案通り可決いたします。

議長（石川信義）

次の日程第二十三、昭和三十八年度福生町水道事業会計予算案、議案第三十四号を議題に供します。本件につきましては厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査報告を願います。

第十四番（吉田清）

審査報告をいたします。件知は昭和三十八年度福生町水道事業会計予算案、議案第三十四号でございます。付託日は昭和三十一年三月十一日、福生町定例会第一日目において、厚生委

員会に付託されています。本委員会開催日は昭和三十八年三月十八日午前九時、本件につきましては慎重審議の結果、原案と可決すべきものと決定いたしました。右の報告をいたします。

議長（石川信義）

こより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（石川信義）

こより質疑と終結いたします。

議長（石川信義）

おはかりいたします。

議案第三十四号は委員長報告の通り決するに、市県議ありません。